

◇山陽小野田市提供サービス

令和7年11月1日現在

・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。

詳細は、担当課にお問い合わせください。

| 番号 | 行政サービス名 | 内容 | 受領証等の提示 | | 担当課 連絡先 | 備考 |
|----|----------------------|---|---------|----|------------------------|--|
| | | | 必要 | 不要 | | |
| 1 | 市営住宅入居申込み | 市営住宅への入居申込みが可能 | ◎ | | 建築住宅課 0836-82-1166 | |
| 2 | 身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免 | 障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる | | ○ | 税務課 0836-82-1125 | 同一世帯であること（同居も可） |
| 3 | 税金等の納付書の再発行 | パートナーの市税に関する納付書の再発行ができる | ◎ | | 税務課 0836-82-1126 | |
| 4 | 納税に関する相談 | パートナーの市税の納付に関する相談ができる | ◎ | | 税務課 0836-82-1126 | |
| 5 | 市税の口座振替に関する届け出 | パートナーを口座名義人とする口座振替の受付 | | ○ | 税務課 0836-82-1126 | 手続きは口座振替を希望される金融機関（※）です。 ※ただし、口座振替可能な金融機関は市内に支店等がある金融機関に限ります。 |
| 6 | 市税の還付金の受け取りに関する届け出 | パートナーを受取人とする還付金の申請受付ができる | | ○ | 税務課 0836-82-1126 | |
| 7 | 納税証明書の発行申請 | パートナーによる代理申請ができる | | ○ | 税務課 0836-82-1126 | 委任状の提出により可能 |
| 8 | 市民税申告 | パートナーによる代理申告ができる | | ○ | 税務課 0836-82-1125 | |
| 9 | 母子手帳の交付申請 | パートナーが、妊娠の届出及び母子健康手帳の受領ができる | | ○ | 子育て支援課 0836-82-2526 | 委任状の提出と代理人の本人確認書類の提出により可能 |
| 10 | 保育園申込の申請 | パートナーによる保育園への入園申込みができる | | ○ | 子育て支援課 0836-82-1207 | |
| 11 | すくすく相談 | パートナーと一緒に身体計測・育児相談ができる | | ○ | 子育て支援課 0836-82-2526 | |
| 12 | 乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問） | 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問 | | ○ | 子育て支援課 0836-82-2526 | |
| 13 | マタニティひろば | パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習ができる | | ○ | 子育て支援課 0836-82-2526 | |
| 14 | 離乳食ひろば | 離乳食の始め方や進め方、作り方のポイントを学習 | | ○ | 子育て支援課 0836-82-2526 | |
| 15 | 要介護認定の申請 | 要介護認定について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1172 | |
| 16 | 後期高齢者医療制度関係手続きの申請 | 後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代理申請できる | | ○ | 保険年金課 0836-82-1209 | 委任状の提出と代理人の本人確認書類の提示により可能 |
| 17 | 家族介護支援事業 | 高齢者を介護しているパートナーも参加できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1171 | |
| 18 | 介護保険被保険者証等の再交付申請 | 介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1172 | |
| 19 | 在宅高齢者等紙おむつ給付事業の申請 | サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1171 | |
| 20 | 高齢者訪問理美容助成事業 | サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1171 | |
| 21 | 緊急通報装置設置の申請 | サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1171 | |
| 22 | はり・きゅう施術費助成の申請 | はり・きゅう施術費助成について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 保険年金課 0836-82-1189 | 委任状の提出と代理人の本人確認書類の提示により可能 |

| 番号 | 行政サービス名 | 内容 | 受領証等の提示 | | 担当課 連絡先 | 備考 |
|----|-------------------|---|---------|----|-------------------------|-----------------------------------|
| | | | 必要 | 不要 | | |
| 23 | 寝具類洗濯乾燥消毒サービス利用申請 | サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる | | ○ | 高齢福祉課 0836-82-1171 | |
| 24 | 障害者福祉タクシー助成事業の申請 | 福祉タクシー券の交付手続きについて、パートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 25 | 身体障害者手帳の交付申請 | 身体障害者手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 26 | 療育手帳の交付申請 | 療育手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 27 | 精神障害者保健福祉手帳の交付申請 | 精神障害者保健福祉手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 28 | 重度心身障害者医療の申請 | 重度心身障害者医療申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 29 | 自立支援医療の申請 | 自立支援医療の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 30 | 障害福祉サービス等の申請 | 障害福祉サービス等の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1159 | |
| 31 | 特別障害者手当の申請 | 特別障害者手当の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1159 | |
| 32 | 障害児福祉手当の申請 | 障害児福祉手当の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1159 | |
| 33 | 難聴児補聴器購入費等の助成申請 | 難聴児補聴器購入費等の助成申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 34 | 日常生活用具給付申請 | 日常生活用具給付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 35 | 補装具費支給申請 | 補装具費支給申請手続きのパートナーによる代理申請ができる | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 36 | 在宅酸素濃縮器利用者電気料助成 | 酸素濃縮器の使用に要する電気料の一部を助成 | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 37 | 相談支援事業 | 日常生活の困りごとや自立、社会参加について、障がい者御本人や家族から様々な相談を受け、必要な情報提供や助言を行う。 | | ○ | 障害福祉課 0836-82-1170 | |
| 38 | 生活保護受給 | 生活同一世帯の場合、生活保護の受給対象 | | ○ | 社会福祉課 0836-82-1176 | |
| 39 | 生活保護相談 | 生活保護に関する相談が可能 | | ○ | 社会福祉課 0836-82-1176 | |
| 40 | 国民健康保険関係手続き | 国民健康保険関係手続時、同一世帯であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要 | | ○ | 保険年金課 0836-82-1179 | 別世帯であれば、委任状の提出と代理人の本人確認書類の提示により可能 |
| 41 | 国民年金関係手続き | パートナーが代理で手続きができる | | ○ | 保険年金課 0836-82-1178 | 委任状の提出と代理人の本人確認書類の提示により可能 |
| 42 | 市営墓地の使用申込 | パートナーの焼骨を埋蔵するための使用申請 | | ○ | 環境課 0836-82-1143 | |
| 43 | り災証明（火災以外）の届出 | 自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をできる | | ○ | 社会福祉課 0836-82-1174 | |
| 44 | 困難な問題を抱える女性の相談 | パートナーによる困難な問題を抱える女性の相談・支援ができる | | ○ | 市民活動推進課 0836-82-1137 | |
| 45 | 犯罪被害者等見舞金 | 亡くなられた犯罪被害者のパートナーが遺族見舞金の申請を行い、受給することができる | ◎ | | 生活安全課 0836-82-1133 | |
| 46 | 死亡届の届出 | パートナーによる届出ができる（同居人等戸籍法に定めのある者であれば届出可能） | | ○ | 市民課 0836-82-1141 | |